

長泉町公告

入札執行公告

長泉町有財産の貸付について、下記のとおり、一般競争入札を行うので、長泉町契約規則（平成5年長泉町規則第14号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年2月27日

駿東郡長泉町長 池田



記

1 入札物件（貸付物件）

長泉町有財産

所在地	用途	貸付区画数	最低貸付価格 (年額・税込)
長泉町下土狩1792番2、長泉町中土狩822番27、長泉町中土狩822番4	駐車場	10区画	一括貸付 660,000円

2 貸付条件等

町有財産の貸付は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項の規定に基づき行う。

(1) 貸付期間（契約期間）

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）までの3年間

(2) 貸付料

賃借人として決定した者の落札価格を1年間あたりの貸付料とする。貸付料は長泉町が発行する納入通知書により、毎年5月末日までに当該年度分を一括で支払うものとする。

(3) 貸付内容

- ① 10区画の一括貸付とする。
- ② 用途は駐車場としての利用とする。
- ③ 貸付物件を第三者に転貸し、又は物件の貸付に係る権利を第三者に譲渡することは認めない。
- ④ 長泉町は貸付期間中であっても、地方自治法第238条の5第4項及び第6項の規